

船橋市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徘徊高齢者等の介護者に対し家族支援サービスを実施することにより、徘徊高齢者を早期に発見し、その生命及び身体の安全を確保し、もって介護者の精神的負担、身体的負担等を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 徘徊行動 認知症に伴い、あてもなくうろつき、歩き回ることをいう。
- (2) 徘徊高齢者等 次のいずれかに該当し、市内に居住し、居宅において介護を受けている者をいう
 - ア 徘徊行動をする65歳以上の者
 - イ 徘徊行動をする40歳以上65歳未満の者で、当該徘徊行動に係る認知症の原因が特定疾患（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病をいう。）によるもの
 - ウ 市長がア又はイに準ずると認めた者
- (3) 介護者 徘徊高齢者等を介護している者で、当該徘徊高齢者等と同一世帯又はこれに準じる世帯にあるものをいう。
- (4) 探索機器 徘徊高齢者等が携帯する電波発信装置をいう。
- (5) 家族支援サービス 介護者からの申し込みにより探索機器を貸し出し、徘徊高齢者等の所在が不明となった場合に、介護者からの問い合わせに応じて探索機器から発信される電波によりその所在を探索し、当該介護者に位置情報を提供するサービス並びに介護者からの要請により、緊急対応員を探索機器の所在する位置に急行させ、徘徊高齢者等の発見に努め、結果を介護者に通知するサービスをいう。

(利用者の資格)

第3条 家族支援サービスを利用することができる者は、徘徊高齢者等の介護者とする。

(利用申請)

第4条 家族支援サービスの利用を希望する介護者（以下「申請者」という。）は、船橋市徘徊高齢者家族サービス利用申請書（様式第1号）及び船橋市徘徊高齢者家族支援サービス利用同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 預金口座振替依頼書
- (2) 市長が必要と認めた書類

(利用の決定)

第5条 市長は、第4条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上利用の可否を決定し、当該申請者に対し、船橋市徘徊高齢者家族支援サービス可否決定通知書（様式第3号）により通知する。

(利用料)

第6条 利用者は、次に掲げる額を利用料として負担する。

- (1) 市県民税非課税世帯にあつては、月額250円
- (2) 市県民税課税世帯にあつては、月額500円

(利用の更新)

第7条 市長は、利用者から解約の申し出がない限りは、利用を毎年4月1日に自動更新とする。

2 市長は、毎年6月に市県民税の当該年度の課税状況を調査した上で、7月分からの利用料を決定し、船橋市徘徊高齢者家族支援サービス利用料決定通知書(様式第4号)により通知する。

(申請書記載事項の変更の届出)

第8条 利用者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときには、速やかに船橋市徘徊高齢者家族支援サービス申請事項に対する変更届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない

(解約の届出)

第9条 利用者は、何らかの事由により家族支援サービスが不要となった場合、船橋市徘徊高齢者家族支援サービス事業利用解約届出書(様式第6号)を届け出ることによって解約することができる。

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 徘徊高齢者等が、第2条第2号に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (2) 利用者が家族支援サービスを本来の目的以外に利用したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により第6条の規定による決定を受けたとき。
- (4) 利用者が支払うべき利用者負担額を2ヶ月以上滞納したとき。

2 利用者は、前項の規定により利用の決定を取り消されたときは、速やかに探索機器等を、市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市徘徊高齢者等探索サービス事業実施要綱の規定により調製した用紙は当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市徘徊高齢者等探索サービス事業実施要綱の規定により調製した用紙は

当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市徘徊高齢者等探索サービス事業実施要綱の規定により調製した用紙は当分の間所要の調整をして使用することができる

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市徘徊高齢者等探索サービス事業実施要綱の規定により調製した用紙は当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の規定により調製した用紙は当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の規定により調製した用紙は当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の規定により調製した用紙は当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

船橋市徘徊高齢者家族支援サービス利用申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

申請者（介護者）氏 名

利用者との続柄

電話番号

徘徊高齢者家族支援サービスを利用したいので申請します。

高齢者等 (利用者)	住所	船橋市		電話番号	047 ()	
	氏名			生年月日	年 月 日 (歳)	
生計中心者	氏名			高齢者との続柄		
認知症での受診歴 (通院中の病院等)		1. なし	2. あり ()			
特定疾病により介護保険証の交付を受けている (利用者の年齢が40歳以上65歳未満の場合のみ記入)				1. なし	2. あり	
徘徊時の 連絡先	氏 名	続柄	住 所	電話番号		
				()		
				()		
				()		
				()		
				()		

※船橋市に住民登録をされてから1年未満の方は、1月1日に住民登録をしていた役所で交付された市県民税の非課税証明書または所得証明書を添付して下さい。

船橋市徘徊高齢者家族支援サービス利用同意書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所
(介護者)
氏名

家族支援サービスを利用するにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 家族支援サービスを円滑に利用するため、貸与を受けた探索機器は善良な管理者として、注意をもって使用し、これを譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供する等目的以外に使用しないこと。
- 2 サービスの利用により発見された対象者の身柄確保を自己責任において行うこと。
- 3 毎月の利用料金を支払期日までに支払うこと。また、支払を2か月以上滞納した場合、市が、利用の取り消しをすること。また、その債務について、市が負担しないこと。
- 4 プライバシーの保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって暗証番号の照会ができない場合は、本サービスを提供しないものとする。
また、本サービスの利用にあたって暗証番号を告げた者または入力した者を正当な位置情報確認者とみなすこと。
- 5 氏名、住所、電話番号等申請書記載事項が変わったとき、または探索機器が不要になったとき及び貸与要件を欠いたときは速やかに報告すること。
- 6 利用料決定のために介護者・徘徊高齢者の市県民税の課税状況を市が確認すること。
- 7 特定疾病により徘徊行動をしてしまう者を介護している者の利用決定のために、利用

者の要介護認定状況を市が確認すること。

- 8 申請書の内容を業務委託業者に提供すること。
- 9 次の各号に該当する場合は、速やかに探索機器等を市長に返還すること。
 - (1) 家族支援サービス利用要件に該当しなくなったとき。
 - (2) その他、市長が機器を貸与する必要がないと認めたとき。
- 10 次の各号に該当する場合は、その損害を請求しないものとする。
 - (1) 利用者による本サービス暗証番号の使用上の過誤および第三者による不正使用等に起因して被った損害
 - (2) 探索機器が電波の伝わらないところにあたり、電源断の状態にあったとき（バッテリー切れを含む）及び故障等の理由で位置情報の確認ができなかったことにより利用者が被った損害
- 11 申請時に提出された書類は、業務委託業者に提供・開示するものとし、理由のいかんを問わず返還されないものとする。
- 12 貸与を受けた探索機器の一部を毀損し、又は紛失したときは速やかに市長にその状況を報告し、その指示に従うこと。
この場合事由によって実費相当額を負担する場合があること。

船橋市徘徊高齢者家族支援サービス可否決定通知書

様

船 橋 市 長

年 月 日付で申請のありました徘徊高齢者家族支援サービスについて、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 サービスの利用を認める

徘徊 高齢者等	住 所	船橋市		
	氏 名		電 話	()
生計中心者	氏 名		月 額 負担額	円 (消費税 込 円)

2 サービスの利用を認めない

(理由)

船橋市徘徊高齢者家族支援サービス利用料決定通知書

様

船橋市長

本サービスは、市県民税の課税の有無により利用料金が異なるため、
年度市県民税の課税状況を調査いたしました。

その結果、利用料が 年7月から下記のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

記

1. 市県民税の課税状況 年度 課税世帯 又は 非課税世帯

2. 月額利用料 (消費税込み) (年7月から 円
年6月まで 円)

第5号様式

船橋市徘徊高齢者家族支援サービス申請事項に対する変更届

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所 _____

(申請者) 氏 名 _____

電話番号 _____

船橋市徘徊高齢者探索サービスの利用申請書の記載項目等が下記のとおり、変更となりましたので、届出します。

記

変更事項 (□にレ点を入れてください。)

住 所 新住所 _____

電話番号 新電話番号 _____

税の修正申告により、課税状況が変更になった場合 (いずれかに○を付けてください。)

_____ 課税世帯になった ・ 非課税世帯になった _____

世帯員の変更

_____ 同居家族の人数が増えた ・ 同居家族の人数が減った _____

徘徊高齢者の状況 (いずれかに○を付けてください。)

_____ 施設に入所した ・ 本人の体の状況が変化し、徘徊がなくなった ・ その他 _____

※その他を選択した場合、以下に記載してください。

第6号様式

船橋市徘徊高齢者家族支援サービス事業利用解約届出書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

(申請者) 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

船橋市徘徊高齢者家族支援サービスの利用について、下記の理由によりサービスの解約を届け出ます。

記

高 齢 者 等 (利用者)	住 所	船橋市	電 話 番 号	
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
届 出 理 由	該当する箇所の□にレ点を入れてください。 <input type="checkbox"/> 本人がGPS機器を所持しないため <input type="checkbox"/> 本人にGPS機器が合わなかったため <input type="checkbox"/> 施設入所等で長期不在となったため <input type="checkbox"/> 医療機関への入院等で長期不在となったため <input type="checkbox"/> 本人の体の状況が変化し、徘徊がなくなったため <input type="checkbox"/> 転出等、利用対象者の要件を満たさなくなったため <input type="checkbox"/> 死亡のため <input type="checkbox"/> その他 (理由 : _____)			